

用途変更、空テナント入居、建物の増改築を始められる方へ

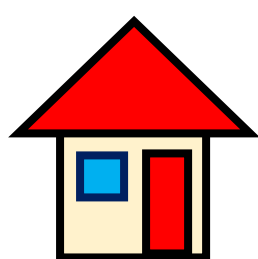
# 気をつけて!!

# 知らない間に消防法違反に？

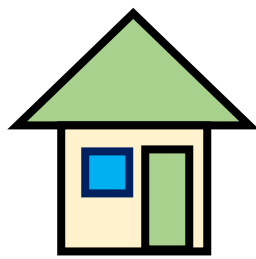
お知らせ1 **次のような場合は消防法令違反となります！  
事前に消防署所へ相談してください。**



例1



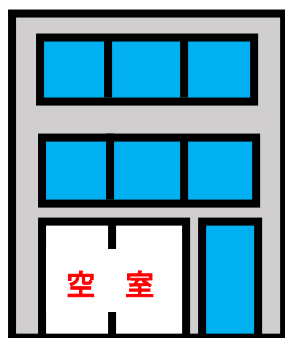
一般住宅



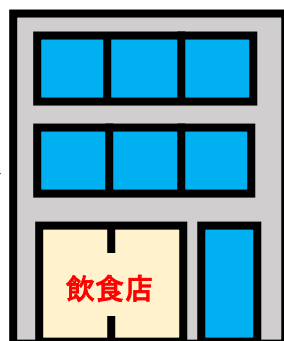
軽費老人ホーム

一般住宅を軽費老人ホームなどに用途変更すると、**自動火災報知設備**や**スプリンクラー設備**などが必要となる場合があります。

例2



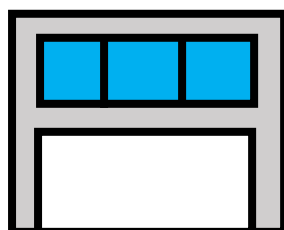
事務所ビル（空室あり）



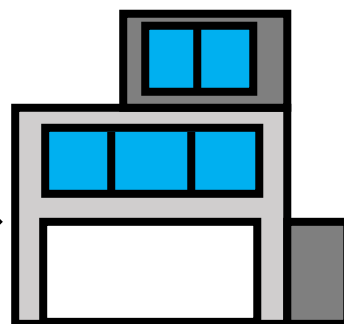
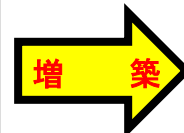
事務所ビル（飲食店入居）

事務所ビルの空テナントに飲食店などが入居すると、建物全体に**自動火災報知設備**などが必要となる場合があります。

例3



工場



工場（面積増）

工場を増築すると、建物全体に**自動火災報知設備**や**屋内消火栓設備**などが必要となる場合があります。

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い、延べ面積が100㎡を超え200㎡以下の特殊建築物については、用途変更時の確認申請が不要となりましたが、**確認申請の要否とは関係なく消防法令への適合は引き続き求められます。**

**用途変更、空テナント入居及び建物の増改築により、知らない間に消防法令違反になる場合がありますので、事前に下記の消防署所へ相談してください。**

市 町	消 防 署 所	住 所	電話番号
盛 岡 市	盛岡中央消防署（※）	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号	(019) 626-7303
	盛岡中央消防署玉山出張所	〒028-4132 盛岡市渋民字泉田361番地	(019) 683-2050
	盛岡中央消防署上田出張所	〒020-0066 盛岡市上田四丁目12番21号	(019) 626-0119
	盛岡中央消防署松園出張所	〒020-0103 盛岡市西松園二丁目18番2号	(019) 664-0119
	盛岡中央消防署中野出張所	〒020-0816 盛岡市中野一丁目20番29号	(019) 654-0119
	盛岡中央消防署山岸出張所	〒020-0004 盛岡市山岸六丁目13番17号	(019) 601-8119
	盛岡西消防署（※）	〒020-0133 盛岡市青山三丁目8番10号	(019) 647-0119
	盛岡西消防署繫出張所	〒020-0055 盛岡市繫字蔭内沢62番地5	(019) 689-3119
	盛岡西消防署城西出張所	〒020-0143 盛岡市上厨川字新田85番地20	(019) 643-0119
	盛岡西消防署厨川出張所	〒020-0124 盛岡市厨川一丁目9番5号	(019) 641-0119
	盛岡南消防署（※）	〒020-0831 盛岡市三本柳10地割47番地	(019) 637-0119
	盛岡南消防署仙北出張所	〒020-0861 盛岡市仙北三丁目15番41号	(019) 634-0119
八 幡 平 市	八幡平消防署（※）	〒028-7111 八幡平市大更第35地割227番地	(0195) 76-2119
	八幡平消防署松尾出張所	〒028-7301 八幡平市野駄第19地割65番地	(0195) 74-2119
	八幡平消防署安代出張所	〒028-7533 八幡平市叭田200番地	(0195) 72-2119
滝 沢 市	滝沢消防署（※）	〒020-0654 滝沢市中鞆飼55番地	(019) 687-5119
	滝沢消防署滝沢北出張所	〒020-0611 滝沢市菓子992番地21	(019) 688-0119
栗 石 町	盛岡西消防署栗石分署	〒020-0555 岩手郡栗石町上曾根田110番地	(019) 692-6119
葛 巻 町	盛岡中央消防署葛巻分署	〒028-5402 岩手郡葛巻町葛巻第8地割5番地1	(0195) 66-2709
岩 手 町	盛岡中央消防署岩手分署	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市第11地割28番地1	(0195) 62-6119
紫 波 町	紫波消防署	〒028-3307 紫波郡紫波町桜町字大坪40番地1	(019) 676-7119
矢 巾 町	盛岡南消防署矢巾分署	〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割96番地1	(019) 697-0119

※ 防火対象物を管轄する消防署所が分からない場合は、各消防署（※印）にお問い合わせください。

## お知らせ2 **消防署所での事前相談で指導を受けた各種届出書を提出してください。**



- **防火対象物使用開始届**・・・福祉施設、飲食店、事務所等を新たに始める場合は、使用開始する**7日前**までに管轄する消防署所へ届出してください。
- **防火管理者選任（解任）届出書**・・・防火管理者の選任が義務付けられる事業所等の場合は、**遅滞なく**管轄する消防署所へ届出してください。
- **消防計画作成（変更）届出書**・・・新たに防火管理者が選任された場合や建物の構造及び設備の状況並びに使用状況に変更が生じた場合は、防火管理に係る消防計画を作成し、管轄する消防署所へ届出してください。

## お知らせ3 **消防法令違反の建物を公表します！**

劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設など、不特定多数の方が利用する建物に消防法令で義務付けられている**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**が設置されていない**重大な消防法令違反**が認められた場合は、[当消防本部ホームページに建物の違反情報（建物名、住所、違反内容）を掲載](#)し、建物の危険性をお知らせします。

ホームページに掲載します

(例)

公表該当違反防火対象物一覧表

防火対象物		違反の内容			公表日	所轄消防署
名称	所在地	違反指摘事項	根拠法令等の条項	違反の位置等		
〇〇〇医院	盛岡市 □□〇丁目〇番〇号	自動火災報知設備未設置	消防法第17条第1項	防火対象物全体	R1.〇.〇	盛岡中央消防署
老人ホーム〇〇〇	八幡平市 □□〇番地〇〇	スプリンクラー設備未設置 自動火災報知設備未設置	消防法第17条第1項	防火対象物全体	R1.〇.〇	八幡平消防署
レストラン〇〇〇	滝沢市 □□△△〇番地〇〇	屋内消火栓設備未設置	消防法第17条第1項	防火対象物全体	R1.〇.〇	滝沢消防署



この建物は大丈夫かな？

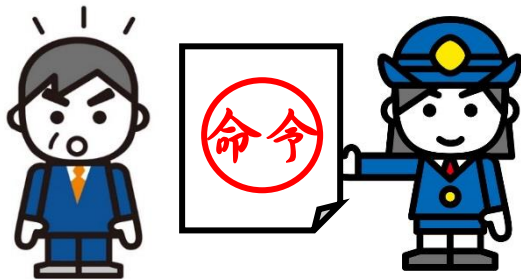
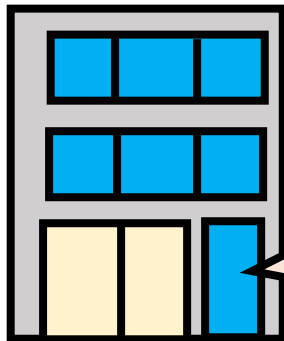


自動火災報知設備が未設置！？

## お知らせ4 **行政処分の対象となります！**

消防法令に違反すると、消防法令に基づく**命令を受ける場合**や**告発され処罰の対象となる場合**があります。

また、命令を受けると建物が危険であることを知らせる標識が建物の入口などに設置されます。



(例)

### 消防法による命令の公告

所在地 ○○○○

名称 ○○○○

命令を受けた者の氏名 ○○○○

この防火対象物は、消防法に違反しているので・・・・・・・・次事項を命じたものである。

命令事項

○年○月○日までに、○○を設置すること。